

## 青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

令和5年3月

青森県、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村

## 第1章 基本計画について

### 1 計画策定の趣旨

本県では、「消費者起点」に立ち、「水」、「土」、「人」の3つの基盤の下に、安全・安心で高品質な県産品づくりを徹底しながら、強力に売り込んでいく「攻めの農林水産業」に取り組んでいます。その中で、消費者が求める安全・安心で良質な農産物を安定的に生産・供給できる産地体制を強化するため、全ての生産者が農業生産の基本である「健康な土づくり」に取り組むことを目指す第3期『日本一健康な土づくり』推進プラン（以下「推進プラン」という。）を令和4年3月に策定したところです。

推進プランにおいては、環境負荷の低減に向け、化学肥料や化学農薬の使用を低減する環境保全型農業や有機農業を推進することとしています。こうした取組は、現下の原油や原材料の価格高騰に対応し、足腰の強い農林水産業の経営環境づくりにも寄与するものです。

また、国においては、近年、気候変動や生物多様性の低下等、農林水産物及び食品の生産から消費に至る食料システムを取り巻く環境が大きく変化しており、これらに対処し、農林水産業の持続的発展等を確保する観点から、令和3年5月にみどりの食料システム戦略が策定されました。さらに、令和4年には同戦略の実現を目指す法制度として「みどりの食料システム法」（環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号））が制定・施行され、今般、同法に基づく国の基本方針の公表に伴い、実質的な制度の運用が開始されたところです。

本計画は、同基本方針に基づき、推進プランが目指す施策の方向性を踏まえつつ、本県における環境と調和した農林水産業の実現を目指し、県と市町村が共同で策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

#### (1) 計画の策定主体

本計画は、みどりの食料システム法第16条第1項に規定する基本計画として、県及び県内全市町村が共同で策定するものです。

#### (2) 関連する主な計画等の概要

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>■ 日本一健康な土づくり推進プラン<br/>計画期間：令和4年度から令和8年度</li><li>■ 青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針<br/>(平成29年5月改正)</li><li>■ 青森県地球温暖化対策推進計画<br/>計画期間：平成30年から令和12年</li><li>■ 青森県特別栽培農産物認証要綱<br/>(令和3年2月改正)</li></ul> |
|---|

### 3 計画の期間

計画の対象期間は、令和5年度（2023年度）から令和9年度（2028年度）までの5年間とします。

なお、社会経済情勢の変化などにより、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## 第2章 環境負荷低減事業活動等の促進に関する事項

### 1 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標

環境負荷の低減に関する目標は、次のとおりとします。

指標	基準（令和2年度）	目標（令和8年度）
低成分肥料の活用数量 ※1	2,223 トン	2,400 トン
堆肥センター等利用率 ※2	56.6%	70%
青森県特別栽培農産物の取組面積※2	450ha	700ha
有機農業の取組面積 ※2	533ha	900ha
環境保全型農業直接支払制度の取組面積 ※3	815ha	1,200ha
青森県特別栽培農産物や有機農業などの「健康な土づくり」に関連する取組の認知度 ※4	78%	80%
エコ農産物販売協力店数 ※4	150 店 (令和3年度)	170 店

【※1 「日本一健康な土づくり推進プラン」27P参照】

低成分肥料とは、窒素に対してりん酸やカリの成分量が低いもの

【※2 「日本一健康な土づくり推進プラン」28P参照】

【※3 「日本一健康な土づくり推進プラン」29P参照】

【※4 「日本一健康な土づくり推進プラン」30P参照】

### 2 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

#### (1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動 (1号活動)

次世代につながる持続可能な農業の実現に向けて、有機農業（有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）第2条に規定する有機農業をいう。）の取組、化学肥料や化学農薬の使用量を慣行の5割以上低減する特別栽培の取組及び持続性の高い農業生産方式の導入に取り組みます。

取組に当たっては「土づくり」、「化学肥料削減技術」、「化学農薬削減技術」についてそれぞれ実践するものとし、必要に応じて「日本一健康な土づくり推進プラン」、「青森県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」、「青森県特別栽培農産物

認証要綱」を参考に推進します。

**【具体的な取組例】**

- ① 土壌診断に基づく適正施肥の実施
  - ・土壌診断に基づく肥料のコスト低減や低成分肥料の活用

【「日本一健康な土づくり推進プラン」16P参照】
- ② ICT機器やアプリなどの新技術の活用促進
  - ・簡易土壌診断機器やタブレットなどのICT機器の活用
  - ・「青天ナビ」の「タンパクマップ」などの施肥管理アプリの活用
  - ・「施肥ナビ」の活用
  - ・ドローンによる追肥や局所施肥技術などの活用

【「日本一健康な土づくり推進プラン」18P参照】
- ③ 有機質資材の活用促進
  - ・ペレット堆肥や指定混合肥料（堆肥＋化学肥料）の利用
  - ・耕畜連携による家畜排せつ物の堆肥としての利用の促進

【「日本一健康な土づくり推進プラン」19P参照】
- ④ 輪作や緑肥作物等の導入拡大
  - ・輪作や緑肥作物導入、深耕などの基本技術の実施

【「日本一健康な土づくり推進プラン」19P参照】
- ⑤ 発生予察に基づく適期防除の実施
- ⑥ IPM実践指標等の活用
- ⑦ 生産部会単位での栽培暦の見直し・実践

**(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（2号活動）**

生産現場における省エネルギー型機械・設備の導入、バイオマス等再生可能エネルギーや環境制御システムの利活用など、収益性を確保しながら温室効果ガスの排出量の削減に資する取組を推進します。

**【具体的な取組例】**

- ① 施設園芸における省エネルギー化
- ② 農業機械の省エネルギー化
- ③ 林業における省エネルギー化
- ④ 特用林産物生産における省エネルギー化
- ⑤ 漁業における省エネルギー化
- ⑥ 家畜排せつ物管理方法の変更
- ⑦ 放牧の実施
- ⑧ アミノ酸バランス改善飼料の給餌

- ⑨ 脂肪酸カルシウム等牛のゲップに由来するメタン排出量を削減する飼料の給与  
【青森県地球温暖化対策推進計画 57P、96P 参照】

### (3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動（3号活動）

その他、みどりの食料システム法施行規則第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動のうち、以下の取組を推進します。

#### 【具体的な取組例】

- ① 水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減
- ② 環境負荷低減型飼料の給与
- ③ 養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制
- ④ バイオ炭の農地施用
- ⑤ 生分解性マルチの利用
- ⑥ プラスチック被覆肥料の代替技術の導入

## 3 特定区域の設定

(該当なし)

## 4 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項

### (1) 新品種の育成・普及

(地独) 青森県産業技術センターにおいて、化学農薬の低減に資する病害虫抵抗性を備え、かつ、生産者や消費者のニーズを踏まえた高品質で栽培しやすい県独自品種(品目: 水稲、ながいも、りんご、特産果樹(おうとう等))の育成し、関係機関・団体と連携しながら普及拡大を図ります。

### (2) 堆肥の広域的な流通の円滑化

耕種農家の土づくりに必要な堆肥について、県内の畜産農家や農業者団体等と連携しつつ、需給のマッチングに努めます。特に耕種農家のニーズに的確に対応する観点から、完熟化、ペレット化、化学肥料とのブレンドなど堆肥の高品質化を図ります。

### (3) スマート農業技術の活用

スマート農業は、作業の省力化・軽労化のみならず、データの活用により資材投入等の適正化に寄与します。このため、生産工程をデータで「見える化」し、生産管理手法の改善を図るなど、スマート農業技術の活用を進めます。

## 5 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進

農林漁業者自らの情報発信や消費者との相互理解を促進するほか、流通・販売事業者

や協力店等との連携を促すネットワークづくりを進め、プラットフォームを構築していきます。

#### (1) 農業者による情報発信の取組拡大

「健康な土づくり」や環境にやさしい農業の取組により生産された農産物が消費者、流通関係者等から信頼され、優先的に選んでもらうために、農業者自らが積極的に情報発信を行うための支援を実施していきます。

【「日本一健康な土づくり推進プラン」24P～25P参照】

#### (2) 消費者向けの情報発信の強化

健康な土づくりを基本とした環境にやさしい農業、GAPなどの取組について消費者への浸透を図るため、農業者、消費者、流通・販売事業者による情報共有のためのネットワークづくりを進めていきます。

また、SDGsに係る取組と関連付けて、県内外の消費者や流通・販売事業者に対して、環境にやさしい農業などの取組をPRしていきます。

【「日本一健康な土づくり推進プラン」25P～26P参照】

### 6 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項

環境負荷低減事業活動の促進に当たっては、県及び市町村が連携して特定区域の設定に努めるなど、地域のモデル的な取組事例の創出、横展開に向けて取り組むとともに、農林漁業者や関係団体、農林水産物販売業者、消費者が連携して環境負荷低減事業活動に取り組むことができるよう、施策の周知や活用促進に努めます。

また、施策の推進に当たっては、みどりの食料システム戦略の関連予算、税制・金融の特例、その他国の関連施策を有効に活用するとともに、環境保全にもつながる農業生産工程管理（GAP）を推進するなど、消費者ニーズや現場の実情を踏まえながら、環境負荷低減事業活動の促進に資する施策を講ずることとします。